

令和5年度住民税非課税世帯等に  
低所得世帯支援給付金を支給します

国はエネルギー資源や食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して、1世帯当たり3万円の給付を行います。

●対象世帯

令和5年度住民税非課税世帯

令和5年7月1日時点において村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税均等割が課税されている人の被扶養者がいる世帯は除きます。  
※そのほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●給付額 1世帯あたり3万円

●申請方法

対象世帯には「低所得世帯支援給付金支給要件確認書」(以下「確認書」)を10月上旬頃送付します。

確認書に記載されている内容を確認し、必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。

●申請期限 令和5年12月25日(月)

詐欺に注意してください

給付金を装った振り込み詐欺や、個人情報情報の搾取に注意してください。市区町村や内閣府の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合には、役場や最寄りの警察署、警察相談専用電話(9110)に連絡してください。

《申請についてのお問い合わせ先》

高山村役場 総務課 庶務係  
☎0279・633・2111

むらの財政

令和4年度決算概要

令和4年度の一般会計および特別会計の決算が監査委員の審査を経て、令和5年第3回高山村議会定例会で認定されましたのでその概要をお知らせいたします。なお、高山村ホームページではより詳しい情報を掲載しています。

高山村役場 総務課 財政係(☎0279-63-2111)

※本概要は、表示単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがあります。

一般会計

歳入 32億1,818万円  
前年度比 5億5,384万円(8.5%)減

依存財源	譲与税・交付金	1億6,423万円(5.1%) 国税、県税から配分されるお金
	村債	1億2,079万円(3.8%) 特定の事業のために借りたお金
	国県支出金	4億8,111万円(14.9%) 特定の事業に対して国や県から支出されるお金
	地方交付税	14億9,403万円(46.4%) 地方公共団体の収支不足や不均衡を是正するために国から交付されるお金
	その他	3億6,166万円(11.2%) 繰越金、使用料など
自主財源	繰入金	5,074万円(1.6%) 基金などからの繰入金
	村税	5億4,562万円(17.0%) 村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税

歳出 30億6,027万円  
前年度比 2億7,080万円(8.7%)減

歳入歳出差引額	1億5,791万円 翌年度に繰越しとなるお金
その他	4億1,637万円(13.6%) 議会運営や商工業・観光振興などにかかるお金
消防費	1億1,703万円(3.8%) 消防や防災対策にかかるお金
公債費	2億2,050万円(7.2%) 村債の返済にかかるお金
衛生費	1億9,588万円(6.4%) 衛生対策などにかかるお金
農林水産業費	3億6,835万円(12.1%) 農林業振興にかかるお金
教育費	4億2,596万円(13.9%) 小中学校、こども園、その他教育にかかるお金
土木費	1億7,461万円(5.7%) 道路や橋りょう、村営住宅などにかかるお金
民生費	6億3,021万円(20.6%) 福祉や医療、介護など社会保障にかかるお金
総務費	5億1,136万円(16.7%) 役場施設の維持管理や村行政運営全般にかかるお金

## 特別会計

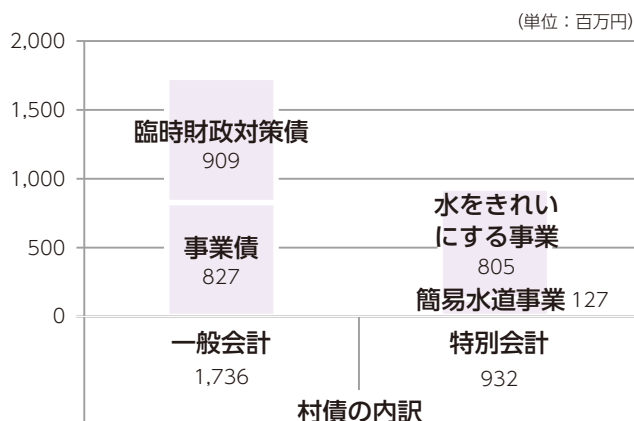
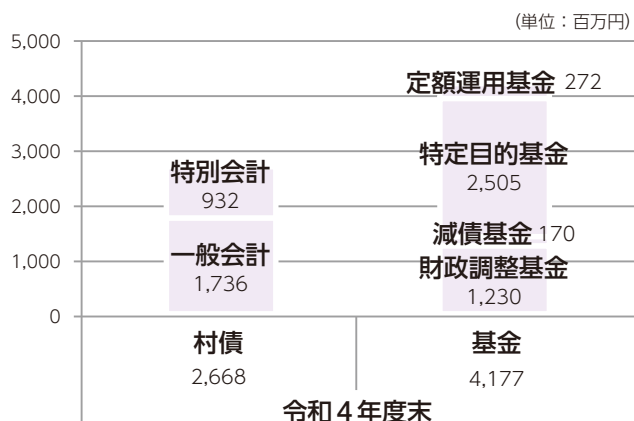
会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	5億467万円	4億9,955万円	512万円
後期高齢者医療	5,571万円	5,437万円	134万円
介護保険	4億8,863万円	4億6,015万円	2,848万円
土地開発事業	4,089万円	3,919万円	170万円
農業用水事業	5,128万円	4,882万円	246万円
簡易水道事業	6,961万円	6,303万円	658万円
水をきれいにする事業	1億5,169万円	1億4,638万円	531万円

## 主要事業

◇『橋りょう長寿命化事業(田尻橋)』(令和4年度事業分)  
..... 27,522万円



## 村債(村の借入金)と基金(村の積立金)



## 財政状況指標(健全化判断比率と資金不足比率)

令和4年度の決算を基に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率と資金不足比率を算定しました。いずれの指標も基準を下回り健全な状態です。

健全化判断比率	高山村	早期健全化基準
<b>実質赤字比率</b> 普通会計(一般会計及び農業用水事業特別会計)の赤字の程度	-※1	15.0%
<b>連結実質赤字比率</b> 全ての会計を合わせた赤字の程度	-	20.0%
<b>実質公債費比率</b> 公債費(借入金の返済額)とこれに準ずる経費の程度	7.7%	25.0%
<b>将来負担比率</b> 将来の支払う可能性のある負担の現時点での残高の程度	-	350.0%
資金不足比率	高山村	経営健全化基準
<b>資金不足比率</b> 公営企業会計ごとに事業規模から見た資金不足の割合※2	-	20.0%

※1 「-」は赤字額又は資金不足額がなく算定されないことを表します。

※2 土地開発事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水をきれいにする事業特別会計が対象となります。